

市街化区域の農地転用等の添付書類一覧

(令和5年7月調製)

◇ 調整区域内の転用・ 農振除外には、別の 表があります。	3 条	* 3 条の 3 第 1 項	4 条 1 項 7 号	4 条 1 項 8 号	5 条 1 項 6 号	1 8 条 6 項	現 況 証 明	納 税 猶 予 証 明	◇ 副本の添付書類は、コピー可。 ◇ この表の他にも、必要に応じて書類の追加を求 める場合があります。 ◎ 不明な点などは、お問い合わせ下さい。 豊明市農業委員会事務局 TEL0562-92-8312
許可権者	市	市	市	市	市	市	市	市	市：市農業委員会会長
申請書の提出部数	2	2	2	2	2	1	2	2	2部とも申請者の押印する。
案内図	○		○	○	○	○	○	○	都市計画基本図(1/2500)等を 使用し、 ★申請地を朱書する。
土地の登記事項証明書	○	○※	○	○	○		○	○※	名古屋法務局熱田出張所 TEL052-671-5221 ※相続登記が完了していなければ分割協議書の写し
公図	○		○	○	○		○	○	名古屋法務局熱田出張所 TEL052-671-5221 ★申請地を朱書、隣接地の現況地目を記入する。
農家基本台帳	○								農業委員会窓口
営農計画書	○							○	
通作経路図	○								自宅より申請地までを朱線で示す。
所有農地 案内図	○								都市計画基本図又は住宅地図にて該当地を朱書する。
所有農地 公図	○								該当地を朱書。
平面図（兼排水図）				○			○		← 照会して指示を受けて下さい。 □愛知用水土地改良区 三好事務所 TEL05613-2-2365(協議対象区域一覧表参照)
土地改良区協議			○	○	○				
契約書						○			
物件証明（20年経過）							○		
現況写真				○			○		
建築確認通知の写				○					
利用計画図				○					
チェック表								○	
締切日（毎月）	5日	随時						5日	締切日が休日の場合、翌開庁日となります。
交付日の目安	25日前後	概ね 1 週			交付日	概ね 2 週	25日前後	締切日から見込まれる手続き期間。	

* 納税猶予適格者証明で、市外の所有者の場合は上記書類の他に次の添付書類を付けてください。

1. 相続人の農家台帳 2. 被相続人の農家台帳（相続人と被相続人が同一世帯の場合は不要）

* 農地法第3条の3第1項の届出については、添付書類及び副本についてコピー可。